

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告示 | |
| ○個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(二) | 1 |
| 三〇・総務課 | 1 |
| ○情報提供を推進すべき法人の変更(二二一・総務課) | 1 |
| ○情報公開を推進すべき法人の変更(二二二・総務課) | 1 |
| 公告 | |
| ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部) | 1 |
| ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部) | 1 |
| ○公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則(一〇・義務教育課) | 2 |
| 取用委員会告示 | |
| ○取用の裁決手続の開始の決定(三) | 2 |
| ○土地収用事件の審理の開始(四) | 3 |
| 取用委員会の公示による通知 | |
| ○土地収用事件の審理開始の公示による通知 | 3 |

告示

秋田県告示第二百三十号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第二条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成二十年五月十三日

秋田県知事 寺田 典城

法人の名称
財団法人秋田県物産振興会

秋田県告示第二百三十一号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成二十年五月十三日

秋田県知事 寺田 典城

法人の名称
財団法人秋田県物産振興会

秋田県告示第二百三十二号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成二十年五月十三日

秋田県知事 寺田 典城

法人の名称
秋田県信用保証協会
財団法人秋田県物産振興会

公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月十三日

秋田県知事 寺田 典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 秋田市広面字谷内佐渡六十二番地の二
 - 舟木 貞雄
- 柳田字柳田六十四番地
 - 佐々木久四郎
- 字佐渡端百四十九番地
 - 佐藤 久利
- 太平八田字藤の崎三番地の二
 - 鎌田日出冬
- 字八田百八十七番地
 - 鎌田 諄
- 字堂の前三十二番地
 - 櫻田 政治

秋田市太平目長崎字上目長崎二百三十番地

字古町一番地の三

太平中関字本宿五番地

字寺中二十番地

太平黒沢字稲荷五十四番地

字野崎六十二番地

太平山谷字野田十五番地

字中山谷百八十六番地

二 就任理事の住所及び氏名

秋田市広面字谷内佐渡六十二番地の二

字赤沼一番地の二

柳田字柳田六十四番地

字佐渡端百四十九番地

太平八田字藤の崎三番地の二

字八田百八十七番地

字堂の前三十二番地

太平目長崎字古町一番地の三

字上目長崎二百二十番地

太平中関字本宿五番地

字寺中二十番地

太平黒沢字稲荷五十四番地

字野崎六十二番地

太平山谷字地主四十六番地

字野田十五番地

三 退任監事の住所及び氏名

秋田市広面字土手下三十二番地の四

太平八田字上八田七番地

太平目長崎字目長崎百三十四番地

太平山谷字十三倍百九番地の二

就任監事の住所及び氏名

秋田市広面字谷内佐渡百八十五番地の二

太平八田字上八田七番地

太平目長崎字目長崎百三十四番地

太平山谷字十三倍百九番地の二

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月十三日

秋田県知事 寺田 典城

須藤 兼義

佐々木貞助

森合 周市

佐々木久右衛門

利部 長栄

渡辺 信夫

鎌田 正

鈴木 嘉廣

舟木 貞雄

佐々木達雄

佐々木久四郎

佐藤 久利

鎌田日出冬

鎌田 諄

櫻田 政治

佐々木貞助

嵯峨 茂雄

森合 周市

佐々木久右衛門

利部 長栄

渡辺 信夫

鈴木一右衛門

鎌田 正

児玉金之助

永井 英夫

佐々木一郎

鈴木 孫敏

佐々木陽一

永井 英夫

佐々木一郎

鈴木 孫敏

| | |
|---|---|
| 一 | 退任理事の住所及び氏名 由利本荘市川西字新屋敷八十八番地 板垣 繁 吉沢字赤飯沢百十七番地 佐藤 吉彦 前郷字前郷百五十八番地 三浦 隆夫 前郷字前郷二百十九番地 相田 勝弘 新上条字新上条六十六番地 佐藤 治 山本字山本百五十一番地 伊藤 孝和 森子字八乙女下九十三番地 三浦 守 曲沢字曲沢五十五番地 榎本 肇 |
| 二 | 就任理事の住所及び氏名 由利本荘市川西字新屋敷八十八番地 板垣 繁 前郷字前郷百五十八番地 三浦 隆夫 吉沢字赤飯沢百十七番地 佐藤 吉彦 曲沢字曲沢五十五番地 榎本 肇 山本字山本百五十一番地 伊藤 孝和 久保田字久保田二十二番地 木村 聖一 前郷字前郷二百十九番地 相田 勝弘 森子字八乙女下九十三番地 三浦 守 飯沢字山岸三十五番地 庄司 和夫 |
| 三 | 退任監事の住所及び氏名 由利本荘市大水口字大水口四十九番地 三浦 東一 川西字奉行免六十五番地 村上 三敏 前郷字前郷百四十番地の二 原田 清孝 就任監事の住所及び氏名 由利本荘市川西字奉行免六十五番地 村上 三敏 前郷字前郷百四十番地の二 原田 清孝 |
| 四 | 由利本荘市川西字奉行免六十五番地 村上 三敏 前郷字前郷百四十番地の二 原田 清孝 |

教育委員会規則

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月十三日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十号

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則

公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則（平成十五年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正

する。
第二条第一項第一号中「及び市町村の組合」を削り、同項第二号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条第二項を削る。
第三条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定並びに第四条第三項中「市町村等教育委員会」を「市町村教育委員会」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。
平成二十年五月十三日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 起業者の名称
国土交通大臣 冬柴 鐵三
- 二 右代理人 東北地方整備局長 久保田 勝
事業の種類
一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道代替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

| 土地の所在 | 地番 | 地目 |
|----------------|------|----|
| 秋田県北秋田市根森田字姫ヶ岱 | 二十番二 | 畑 |

| 地積（平方メートル） | 実測 | 取用しようとする土地の面積（平方メートル） |
|------------|----------|-----------------------|
| 八二九・〇〇 | 一、〇七四・九二 | 一、〇七四・九二 |

| 土地の所在 | 地番 | 地目 |
|---------------|-------|----|
| 秋田県北秋田市森吉字日廻岱 | 六十四番一 | 宅地 |

| 地積（平方メートル） | 実測 | 取用しようとする土地の面積（平方メートル） |
|------------|--------|-----------------------|
| 一八四・八一 | 二一九・二二 | 二一九・二二 |

| 土地の所在 | 地番 | 地目 |
|-----------------|-------|----|
| 秋田県北秋田市森吉字羽根滝ノ沢 | 三番三十一 | 山林 |

| 地積（平方メートル） | 実測 | 取用しようとする土地の面積（平方メートル） |
|------------|--------|-----------------------|
| 六五八・〇〇 | 六五八・七四 | 六五八・七四 |

| 土地の所在 | 地番 | 地目 |
|-----------------|-------|----|
| 秋田県北秋田市森吉字羽根滝ノ沢 | 三番七十六 | 山林 |

| 地積（平方メートル） | 取用しようとする土地の面積（平方メートル） |
|------------|-----------------------|
| 八二九・〇〇 | 一、〇七四・九二 |

| | | |
|-------|-------|-------|
| 登記簿上 | 実 測 | メートル) |
| 一〇・〇〇 | 一〇・三〇 | 一〇・三〇 |

| | | | |
|---------------------|-------|-----|-----|
| 土地の所在 | 地 番 | 公 簿 | 地 目 |
| 秋田県北秋田市森吉字 羽根滝ノ沢 | 三番九十八 | 公 | 地 |
| | | 簿 | 目 |
| | | 用 | 道 |
| | | 道 | 路 |

| | | |
|--------------|-------|-------------------------------|
| 地 積 (平方メートル) | 実 測 | 収用しようとする 土地の面積(平方 メートル) |
| 四六・〇〇 | 四六・一七 | 四六・一七 |

- 四 土地所有者の氏名及び住所
久保柳七 持分三二五〇分の六
現住所不明 ただし住民登録上の住所
秋田県北秋田市阿仁前田字下山根百五十番地一
森川スミエ 持分三三六分の二
北海道岩見沢市志文町二百九十七番地十三
岩見沢江仁会病院
森川雅明 持分三三六分の一
北海道旭川市神居二条二十一丁目九十一番地の三十九
国土交通省 持分二五二〇〇分の二四九二七
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した日
平成二十年四月二十三日

秋田県収用委員会告示第四号

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成二十年三月七日に申請のあった一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及び市道付替工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用

収用委員会の公示による通知

委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。

平成二十年五月十三日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 審理開始の期日 平成二十年七月十六日 午後二時三十分

二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 総庁大会議室

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年六月三日をもってその通知があったものとみなされる。

平成二十年五月十三日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 事件名
一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及び市道付替工事に係る土地収用事件
- 二 通知書の名称
平成二十年四月三十日付け秋収委一二十六「審理の開始について(通知)」
- 三 通知を受けるべき者
秋田県北秋田市根森田字姫ヶ岱二十番二
秋田県北秋田市森吉字日廻岱六十四番二
秋田県北秋田市森吉字羽根滝ノ沢三番三十一
秋田県北秋田市森吉字羽根滝ノ沢三番七十六
秋田県北秋田市森吉字羽根滝ノ沢三番九十八
の土地の所有者
現住所不明 ただし住民票上の住所
秋田県北秋田市阿仁前田字下山根百五十番地一
久保柳七

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄